

第9 市場単価

市場単価方式により積算を行う工種は次のとおりである。

ただし、山林砂防工を適用する箇所には適用しない。

なお、地理的条件により、地元市町村役場（支所等を含む。）から施工現場までの片道に1時間を超える場合は、10%の割増補正を行うことができるものとする。ただし、時間的制約を受ける場合の補正係数が設定されている市場単価において、時間的制約を受ける場合の補正係数を適用する場合は、10%の割増補正を重複して適用しない。

また、施工規模による補正と時間的制約による補正が重複する場合は、施工規模のみによる補正とする。

9-1 鉄筋工（太径鉄筋を含む。）

市場単価方式によるもの	(参考) 市場単価方式によらないもの
法面工のコンクリート法枠（現場打）工、擁壁工の補強土壁（壁面上端処理）工、鋼管・既製コンクリート打工の既製杭頭処理工（パイルハンマ工、プレボーリング・中掘工）、場所打杭工の深礎工、オープンケーソン工、ニューマチックケーソン工、付属施設工（洞門工及び各種コンクリート基礎工）、共同溝、橋梁上部工（鋼橋床版工、グレーチング床版架設工及び足場工）、RC場所打ホロースラブ橋、その他（河川、海岸、道路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンポ橋、PC合成桁橋）用床版等の構造物）、さし筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く。）、場所打杭の鉄筋かご、（オールケーシング、リバーサーキュレーション、アースオーガ、大口径ボーリングマシン）、トンネル覆工、電線共同溝	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工、道路維持修繕の橋梁地覆補修工、橋梁上部工（ポストテンション桁製作工、PC橋架設工、ポストテンション場所打ホロースラブ橋、ポストテンション場所打箱桁橋）、その他（特に加工・組立てが困難な構造物）

- 9-2 鉄筋工（ガス圧接）
- 9-3 防護柵設置工（ガードレール）
- 9-4 防護柵設置工（横断・転落防止柵）
- 9-5 防護柵設置工（落石防止柵）
- 9-6 防護柵設置工（落石防止網）
- 9-7 防護柵設置工（ガードパイプ）
- 9-8 道路標識設置工
- 9-9 道路付属物設置工
 - (1) 視線誘導標
- 9-10 法面工
 - (1) モルタル吹付工
 - (2) コンクリート吹付工
 - (3) 植生基材吹付工
 - (4) 客土吹付工
 - (5) 種子散布工
 - (6) 枠内吹付工（コンクリート、モルタル、植生基材）
 - (7) 植生マット工、植生シート、繊維ネット工
 - (8) 植生筋工、筋芝工、張芝工
- 9-11 吹付砕工
- 9-12 軟弱地盤処理工
 - (1) サンドドレーン工
 - (2) サンドコンパクションパイル工
- 9-13 鉄筋挿入工（ロックボルト工）